

國學院大學學術情報リポジトリ

イギリスにおける性転換者の法的性変更許可制度

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 捧, 剛 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001119

〔研究ノート〕

イギリスにおける性転換者の法的性変更許可制度

捧 剛

0. はじめに
1. 2004年性変更許可法施行成立以前
 - 1.1 制定法・制度全般
 - 1.2 判 例
 - 1.3 ヨーロッパ人権裁判所判決
 - 1.4 変化の兆し
2. 2004年性変更許可法
 - 2.1 背 景
 - 2.2 成立の経緯
 - 2.3 内 容
 - 2.3.1 手続き
 - 2.3.2 効 果
3. その後の展開
 - 3.1 性変更許可証申請および発行件数
 - 3.2 その他
4. おわりに

0. はじめに

前号においては、イギリスにおける同性愛者の法的地位について概観した

が、今号では、同じ Sexuality にかかわる法的問題から、性同一性障害を抱える者の法的地位に関する問題を取り上げることにする。⁽¹⁾ イギリス政府がこの問題に関して制定法による解決をはかったのは、前回のシヴィル・パートナーシップ同様、2004年のことである。すなわち、2004年性変更許可法 (Gender Recognition Act 2004)⁽²⁾ により、一定の条件を満たした者については、その法的な性を、生来の性から他の性に変更することが可能になったのである。そこでまずは、当該制定法成立以前の性同一性障害者の性に関する法的扱いからみることにする。

なお、前号の拙論『イギリスにおける同性愛者差別の撤廃とシヴィル・パートナーシップ』において、1990年人工授精・胚研究法 (Human Fertilisation and Embryology Act 1990)⁽³⁾ が同性のカップルに適用されない旨を記述したが、2008年人工授精・胚研究法第42条により、シヴィル・パートナーシップ登録をした女性同士のカップルの一方が人工授精により子を出産した場合、当該女性は子の母親となり、一定の条件のもと、そのパートナーも自動的に親になることが規定されている。お詫びして、訂正させていただきたい。

1. 2004年性変更許可法施行以前

性同一性障害を抱える者は、15歳以上に限ると、11,900人から17,000人に1人の割合であり、その中でも、身体的には男性であるが知覚する性は女性である者と身体的には女性であるが知覚する性は男性である者の比率は、5対1であるといわれている。この数値に基づくと、2000年の段階のイギリスには、およそ1,500人から2,400人 (身体的には男性で知覚的には女性である者が1,300人から2,000人、身体的には女性で知覚的には男性である者が250人から400人) が性同一性障害を抱えていたと推測される。⁽⁵⁾ 一方、自動車運転免許証および旅券等の氏名ならびに性別変更から推測されるその数は、およそ5,000人であるとされていた。⁽⁶⁾

表 1-1 性転換手術件数の推移

	1998-99	1999-00	2000-01	2001-02	2002-03
複合的手術(男-女)	46	29	54	73	79
複合的手術(女-男)	1				2
睪丸摘出	10	14	11	12	10
その他	1	7	5	4	3
不明		2	1		
合計	58	52	71	89	94

そのような性同一性障害を抱える者がいわゆる性転換手術を受けた場合、外見上の性と知覚される性とのギャップは、ある程度まで縮小されるものの、少なくとも現在の医療水準では、遺伝子レベルにおいてまで性を転換することはできず、したがって、生物学的には依然、転換前の性であるとも考えられる。そのため、法が採用する基準によっては、性転換者（主として、外見上の性を変更するために何らかの措置を受けた者とする。以下同じ）は、法的にも転換前の性として扱われ、さまざまな困難に直面することになる。

1.1 制定法・制度全般

2004年性変更許可法施行以前のイギリスにおいては、性別を特定する制定法の規定は存在しても、その性別を決定するための基準を示す規定は、基本的に存在していなかった。たとえば、1973年婚姻事件法 (Matrimonial Causes Act 1973)⁽⁷⁾ 第11条(c)号は、婚姻の当事者が男性と女性 (male and female) でない場合には、婚姻が無効になることを定めているが、いかなる基準をもって当事者の性別を決するかについての規定は存在していないのである。それでは、そのことにより、性同一性障害を抱える者が法的にどのような扱われるのか、また、性の変更が法的に認められなかった場合に、いかなる不利益を被ることになるのかを、具体的にみることにする。⁽⁸⁾

まず、家族法関連では、上述の通り、同性間の婚姻が認められていないた

め、性転換者が転換後の性に基づいて、異性（すなわち、転換前であれば同性）との婚姻を望んだ場合でも、法律上は同性間の婚姻となり、有効な婚姻とは認められない。また、1973年婚姻事件法第12条(a)号が、不能による性交（consummation）の欠如を婚姻の取り消し事由としているため、婚姻自体は認められても、取り消される可能性を残す。他方、配偶者が性転換手術を受けた場合、外見上は同性のカップルとなるが、それがすなわち婚姻の無効を意味するわけではない。また、性同一性障害であることを理由として離婚が認められた場合でも、子の親権については、裁判所は、一義的には子の利益を考慮するので、性転換者が親権を保持する可能性は存する⁽⁹⁾。

1990年人工授精・胚研究法は、婚姻している女性が、同法に基づく免許を有するクリニックにおいて不妊治療を受けた場合には、当該治療において夫以外の精子が用いられたとしても、夫を生まれてくる子の父親とすること、および婚姻関係にない女性と男性であっても、免許を有するクリニックにおいて不妊治療を同時に受けている場合には、受精卵の作成において当該男性以外の男性の精子が使用されたとしても、当該男性を生まれてくる子の父親とすることを定めている⁽¹⁰⁾。したがって、転換後の性が法的に認められない限り、男性に性転換した者が、この法律に基づいて人工授精で誕生した子の父親になることはできないことになる。

次に、刑事法の分野であるが、この分野においては、原則として、被疑者、被告人および被害者の性別が犯罪の成立等に影響することはない。しかし、強制猥褻（indecent assault）や児童との性交といったいくつかの性犯罪は、性固有のものとして、争点によっては、裁判所が被告人または被害者のいずれかの性別を決する必要があるが生じ得るが、家族法分野同様、そのための基準を示す制定法の規定が存在するわけではない。性犯罪の中でも、強姦については、1994年刑事司法および公共の秩序に関する法律（Criminal Justice and Public Order Act 1994）⁽¹¹⁾ 第142条が肛門性交についても強姦が成立する旨を規定し、女性のみならず男性も被害者に含まれるよう強姦の概念を拡大したが、加害者および「男性器の挿入」という行為の形態については、

未だ性固有であり、性別決定の問題は解消されていない。

ただ、性犯罪については、2000年の段階ですでに、内務省 (Home Office) が既存の法の見直しに着手しており、2002年には児童等の弱者を虐待や搾取から保護する目的のために、統一的で、かつ明確な性犯罪を創設することや、ヨーロッパ人権条約 (Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms) および1998年人権法 (Human Rights Act 1998)⁽¹²⁾ の内容に則した、公平かつ非差別的な法に作り替えることなどを勧告し、さらに、性の問題については、ジェンダー、性的アイデンティティ、または性的指向に関わりなく、すべての者に等しく法的保護を与え、特段の理由が存しない限り、性中立を一般原則として採用すべきことを勧めて⁽¹³⁾ いる。

刑事手続きについても、やはり、性別を決する基準は存在していない。たとえば、公訴局 (Crown Prosecution Service) では、規則上、被疑者、被告人または証人の扱いが性別によって異なることはないが、性転換者の扱いについては、特段の規則をおいているわけではなく、ケース・バイ・ケースで決せられている。被告人が性転換者であるという事実は、事件に特に関係がなければ、不必要に公開されることはないが、混乱を避けるために、とりわけ、性固有の犯罪については、法廷において開示される可能性は少なからずある。さらに、警察の捜査および行刑上での性転換者の扱いには、しばしば実体的な困難がともなうが、ここでも、必ずしも統一された措置がとられているわけではなく、やはり、事案の性質に鑑みたケース・バイ・ケースでの対応がとられている。たとえば、捜査の一環としての衣服を外しての身体検査 (strip search) を実施する場合、1984年警察および刑事証拠法 (Police and Criminal Evidence Act 1984) により、検査を受ける者と同性の捜査員による検査が義務づけられているが、この時の性別は、しばしば転換後の性を基準としている。また、収監する刑務所を決する場合には、出生登録簿にある性別が基準とされるが、実際には、明白な外見上の特徴および予想される他の受刑者の反応等も考慮して決定されている。

雇用の領域では、まず、1975年の性差別禁止法 (Sex Discrimination Act⁽¹⁵⁾ 1975) が性別に基づく異なる扱いを禁止しており、性転換前の性と後の性とで扱いがかわることは許されない。さらに1999年5月1日に施行された1999年性差別禁止法 (性転換) 規則 (Sex Discrimination Act (Gender Reassignment)⁽¹⁶⁾ Regulation 1999) により、男性であると女性であるとかかわらず、募集、採用、賃金、労働条件および解雇について、性転換者を差別することは、1975年生差別禁止法違反にあたるのが、明確に規定された。したがって、この領域では、性転換者が不利益な扱いを受ける可能性は、法的には低い。

社会保障の分野においても、性転換者の扱いを特に規定した制定法は存在しないが、主な社会保障政策は、「出生証明書に記載されている性別は変更され得ない」という事実を前提としている。したがって、仮に、受給資格等の判断に性別がかかわる場合には、出生証明書に記載されているそれに基づいて判断されることになる。しかし、事務手続き上は、個人は自己の望む性で扱われ得ることになっており、国民健康保険番号 (National Insurance number) カードや本人宛ての書簡などには、当該個人の望む氏名が使用される。とはいえ、内部的には、個人は、出生登録簿にある性別ならびに法的に認められている現在の氏名および過去の氏名で記録されることになる。

年金 (Retirement Pension) は、保険料の支払い義務が終了する年齢より給付が始まるが、それは、女性が60歳、男性が65歳となっている。この場合の性別は、出生登録簿に記載されているそれに基づいて決せられる。したがって、男性から女性に性転換した者は、65歳になるまでは年金が支払われない一方で、男性に性転換した者は、請求すれば60歳より年金の受け取りが可能となる。この性別による年金支給開始年齢の違いは、2010年4月より是正されることになっているが、その措置が最終的に完了するのは2020年であり、それまでは、上記の問題は解消されないまま残ることになる。保険料の支払い方法は、給与所得者の場合、給与からの控除が一般的であるが、男性から女性へ性転換した者に対しては、雇用主が事情を知らない場合には、60

歳を超えた残余分について、控除ではなく直接社会保険省 (Department of Social Security) 保険料局 (Contributions Agency) に収めることが提案され、それが受け容れられた場合には、雇用主には控除終了のための証明書が発行される。これとは逆に、女性から男性に性転換した者については、60歳を超えても引き続き給与から保険料分を控除してもらうことができ、過払い分については、直接、支払者に還付される。

性転換者の記録は、プライバシー保護等の目的のために、「全国的要高度機密保持情報 (Nationally Sensitive)」として、内国歳入庁 (Inland Revenue の一部局であるところの D 特別局 (Special Section D) の管轄のもとにおかれ、通常の記録システムとは異なるシステムで保管されることになる。それらの情報へのアクセスは、厳格にコントロールされるだけでなく、本稿の目的に即していえば、各省の職員は、性転換者に関するあらゆる措置について、まず D 特別局に照会するものとされている。また、毎年 1 月に年金の受給資格が問題となる性転換者を特定し、保険料の支払い等に関する前述の手続きをアレンジするのもこの部局の職務である。

最後に、出生登録についてである。1953 年出生・死亡登録法 (Births and Deaths Registration Act 1953)⁽¹⁷⁾ および 1986 年出生・死亡登録規則 (Registration of Births and Deaths Regulation 1986)⁽¹⁸⁾ に基づき、すべての出生は、地域の登録所において登録されなければならない。登録されるべき事項には、子の性別が含まれるが、いかなる基準をもって性別を決するかについての規定は、やはり存在しない。出生登録簿にはアルファベット順の索引が付され、登録簿本署長官 (Registrar General) および地域の登録所によって保管されており、市民は、当該索引を検索し、目的の出生証明書を購入することができる。つまり、特別養子等の場合を除いて、出生登録簿は一般に公開されているのである。出生証明書には、謄本および抄本の 2 種が存在し、いずれの証明書に含まれる情報も、出生登録簿の記載事項から抽出されるが、現在の出生証明書には、決して証明書を提示した者のアイデンティティを証明するものではない旨の注意書きが付されている。いずれにせよ、自動

車運転免許証や旅券については転換後の性を記述することが認められている一方で、公的サービスを受ける際に提出を求められることの少なくない出生証明書についてはそれが認められていないという事実は、しばしば性転換者にストレスを与える原因となっていると考えられている。

1.2 判 例

いずれの制定法にも性別を決する基準を示した規定が存しないということは、裁判所は、個別の事件を処理するにあたって、性別を決する必要があるが生じた場合には、自らその基準を設定する必要があるということの意味する。そして、そのリーディング・ケースとなった判決は、1970年の Corbett 対 Corbett 事件のそれである。この事件は、性転換手術を受けて女性になった者⁽¹⁹⁾と男性との婚姻の有効性が争われたものであるが、事実の概要は以下の通りである。

被告 April Corbett (旧姓、April Ashley) は、男性として生まれ、出生登録簿にも、男性として記録されていたが、1960年に性転換手術を受け、それ以降、女性として生活していた。1963年9月に、被告は原告 Arthur Cameron Corbett と婚姻したが、その時点で、原告は被告の履歴を知っていた。しかし、このカップルは挙式後、2週間ほどしか同居せず、同年の12月に、原告は、被告が男性であることを理由とする婚姻無効の宣言、または性交が欠如していることを理由とする婚姻の取り消しを求める訴えを提起した。被告は、当初、原告の側の不能または意図的な性交の拒否を理由とする取り消しを求めていたが、審理の中途において、禁反言の原則によれば原告が婚姻の無効を求めることはできないとする主張に変更した。

高等法院検認・離婚・海事部の Ormrod 裁判官は、法律上の性別を決する際には、染色体、内部生殖器および外部生殖器を判断の基準とすべきであること、婚姻の目的のための性別は、当該3つの基準に合致するか否かで決せられること、ならびに個人の生物学的な性別は、遅くとも出生の時点で定まり、異なる性別の身体組織が自然に成長したとしても、または何らかの内

科的または外科的処置を受けたとしても変更され得ないことを判示し、その基準に照らせば、被告は男性であり、したがって婚姻は無効であるとした。さらに、仮に性別の点では婚姻が有効であるとしても、完全に人工的な性器をもってする性交は、決して真の性交を構成することはできないので、被告には婚姻を完成させるための性交をする能力がなく、婚姻は取り消され得るとする旨を判示した。

その後、女性から男性に性転換をした者と女性との婚姻の有効性が争点のひとつであり、さらに、婚姻無効となった場合に、財産分与等の付随的救済 (ancillary relief) が性転換者に認められるか否かが争われた1998年の S-T 対 J 事件判決⁽²⁰⁾において、Corbett 対 Corbett 事件判決で示された基準が、基本的に踏襲されている。ただし、この事件においては、性転換の事実は長年にわたって秘匿されていた。

S-T 対 J 事件判決において、高等法院家事部は、特定の間人がいずれの性別であるのかを決する目的のための基準は生物学的なものであるとし、「科学技術の進歩は、イギリスの裁判所が提示する基準に変更をもたらすかもしれないが、現在のところ、根拠となるのは、Corbett 対 Corbett 事件において設定された基準であり、また、……外科的またはその他の手段によって明らかな男性器を付与されていない以上、女性から男性へ性転換した者が、一般的に、男性であることの基準を満たしているとみなされないことは明白である」とし、婚姻は無効とした。そして、付随的救済は、婚姻が無効となった性転換者にも与えられるとしながらも、性転換の事実を秘匿してきたことなどから、この事件においては、S-T にそれを認めることはできないとの結論に達している。

ただし、この事件においては、Ward 裁判官が、何人も自らの不正から利益を得てはならないとする原則が適用されるとしながらも、次のような主旨の反対意見を述べて、Corbett 対 Corbett 事件の基準が見直される可能性を示唆している。すなわち、この事件においては、S-T と J が一緒に不妊治療を受けているが、「真実が明かされ、または明らかにされぬまま、このよ

うな治療を容易に受けられたことは不可解」である。Corbett 対 Corbett 事件における Ormrod 裁判官の判断の対象は、婚姻の当事者が男性と女性であったかという点にあり、それは、教会の原則に基づいている。そして、そのことは、後の裁判所が、医学的な知識の発展とともに、人が男性であるか女性であるかを決するに際して、性別 (sex) ではなく性 (gender) に重きをおくという道を閉ざしたものではないというものである。

1983年の国王対 Tan 事件⁽²¹⁾では、Corbett 対 Corbett 事件の基準が、刑事法の分野においても適用されることが認められた。

この事件の被告人は3名で、訴因 (count) は次の5つである。すなわち、Moria Tan については、売春宿を維持したこと、Gloria Gina Greaves (以下、Gloria とする) については、売春宿を維持したこと、および1956年性犯罪法 (Sexual Offences Act 1956)⁽²²⁾ 第30条に違反して、売春婦としての Tan の収入に依拠して生活をしたこと、ならびに、Brian Greaves については、Gloria と共謀して、売春婦の収入に依拠して生活したこと、および、1967年性犯罪法 (Sexual Offences Act 1967)⁽²³⁾ 第5条に違反して、男娼としての Gloria の収入に依拠して生活したことである。1982年9月28日に、3人の被告人は、Inner London Sessions 刑事法院において、それぞれ有罪判決を受け、被告人全員が、高等法院女王座部に控訴したが、本稿の目的のために問題となるのは、Gloria が性転換手術とホルモン治療を受け、男性から女性へと性転換をしていたため、Gloria が「男性」として売春婦としての Tan の収入に依拠して生活していたといえるか、および Brian Greaves が「男娼」としての Gloria の収入に依拠して生活していたといえるかということであった。

被告人側は、1956年性犯罪法第30条および1967年性犯罪法第5条の目的のためには、Corbett 対 Corbett 事件で示されたものとは異なる基準が適用されるべきである、または、人が、哲学的に、心理学的にまたは社会的に女性になったのであれば、両規定の目的のためには、女性と判断されるべきであると主張したが、女王座部は、常識、ならびに法の明確性および一貫性の要

請から、婚姻だけでなく、両規定の目的のためにも、Corbett 対 Corbett 事件の基準が適用されるべきであるとして、その主張を退けたのである。

ところで、強姦については、1996年10月26日の国王対 Matthews 事件において、Reading 刑事法院により、性転換者の人工的に形成された女性器に男性器を挿入することが強姦にあたる旨が判示されているが、前述のように、強姦は女性のみならず、男性を被害者としても成立し得るので、この事件において争われたのは、被害者の性別ではなく、女性器が人工的なものであっても、女性器への男性器の挿入という強姦の成立要件を満たすかという、行為の性質の問題であった。

このように、イギリスの裁判所は、法的な性を決する基準を、もっぱら生物学的な要素においており、したがって、どのような目的のためにも転換後の性が法的に承認されることはなかったとあってよい。そして、そのことのは是非は、たびたび、ヨーロッパ人権裁判所 (European Court of Human Rights。以下 ECHR と略する) において争われてきた。そこで、次に、そうしたイギリス法に対して、ECHR がどのような判断を下してきたかをみることにする。

1.3 ヨーロッパ人権裁判所判決

結論からいえば、この問題に関する最初の ECHR 判決である1986年10月17日の Rees 対連合王国事件判決以降、ECHR において、イギリスの性転換者がおかれている法的な状況がヨーロッパ人権条約のいずれかの規定に違反すると判断されることは、長い間に渡ってなかった。Rees 対連合王国事件においても、請求人は、転換後の性を法的に承認しないイギリス政府の対応が、非人道的なもしくは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰を禁ずるヨーロッパ人権条約第3条、私生活および家族生活の尊重を規定する第8条ならびに婚姻についての権利を定めた第12条に違反する旨を主張したが、ECHR は、いずれも否定した。より具体的な事件の内容は、以下の通りである。

申請人である Mark Nicholas Alban Rees は、1942年の出生の時点では、

女性としての生物学的および身体的特徴を有しており、氏名を Brenda Margaret Rees、性別を女性として出生登録簿に登録された。しかし、早いうちからすでに男性的な行動を示し、中性的な容姿を有しており、1970年にホルモン治療を受け始め、男性としての特徴を発達させ、1971年には、名前を Brendan Mark Rees に、そして、1977年には Mark Nicholas Alban Rees に変更し、男性として生活するようになった。名前の変更後、Rees は、新たな氏名での旅券の再発行を認められたが、“Mr”の肩書きを付すことは拒否された。女性としての外見の特徴を切除する外科手術を受けたのは1974年5月で、その費用は国民健康保険によってまかなわれている。

1980年11月10日、Rees のソリシタが、出生登録の際の記載に誤りがあったことを理由として、1953年出生・死亡登録法第29条第(3)項の規定に基づいて、登録簿本署長官に登録内容の変更を求めた。その請求を支持するものとして、Rees は、性を決する4つの基準、すなわち、染色体、内部性器、外見（外部性器および身体の形状）および本人の心理のうち、個人の社会活動や社会的役割を決するにあたっては、最後のものがもっとも重要であり、それは、より後の段階にならなければ明らかにはならないものの、出生時において予め決定されているとした上で、Rees の心理的な性は男性であるとする医師の診断書を提出した。しかし、同月25日に、登録簿本署長官は、Rees の心理的な性は、決定的とはいえ、これまで受け容れられてきた他の3つの基準に関していかなる医学的な診断もない状況にあつては、出生登録の際の本当の性別が登録された性別とは異なるとして、出生登録に誤りがあったと考えることはできないと述べ、登録内容の変更を拒否した。ただし、実際には、出生証明書を除くすべての公的書類において、男性名が使用され、また、必要な場合には“Mr”の肩書きが使用されていた⁽²⁶⁾。

申請は、1979年4月18日に、ヨーロッパ人権委員会（European Commission of Human Rights。以下、人権委員会と略する）に提出され、1984年3月15日、人権委員会は、ヨーロッパ人権条約第8条および第12条違反に関する申請を受理し、同年の12月12日、第8条に違反する旨の報告を出した

(全員一致)。しかし、ECHR は、次のような理由から、第 8 条および第 12 条のいずれにも違反しないと結論に至っている (第 8 条については 12 対 3、第 12 条については全員一致⁽²⁷⁾)。

ヨーロッパ人権条約第 8 条は、公的な機関による私生活への恣意的な介入から個人を守ることを目的としているが、それに付加される形で、個人の私生活の尊重に内在する国の積極的義務というものも存在し得るのであって、本件の場合、そのような積極的義務の有無と範囲が問題となっている。しかし、出生登録簿の内容変更の拒否や、登録時とは異なる内容の出生証明書の発行の拒否だけでは、私生活への恣意的な介入とは考えられない。申請人や人権委員会は、申請人が男性として社会に受け容れられており、性的なアイデンティティの変更が法的に完全に認められるべきであると主張するが、それは締約国が必要とされるどのような手段を選択するかという問題であって、その点については、他の公益とのバランスをはかる余地があり得る。いくつかの厳格な条件の下に、法の解釈、立法、または行政上の取り扱いによって、新たに獲得したアイデンティティに合致する法的地位への変更を性転換者に認めている締約国もあれば、そのような変更を認めていない締約国もあり、現段階においては、締約国に共通した基盤はなく、過渡期にあるといえる。したがって、この領域において、締約国は広い裁量の余地を有しているといえる。イギリスにおいては、性転換後の法律上の地位について、議会または裁判所により採用された一般的で、かつ統一的な基準は存在しない。そのため、申請人は、すべての社会的目的のために男性と認められているわけではなく、婚姻、年金の受給および一定分野の雇用に関する限り、女性として扱われる。また、出生証明書の内容が変更されないために、ある種の契約を締結することができないでいる。申請人および人権委員会は、そのような状況が第 8 条に違反すると主張する。しかし、イギリス政府は、既存の制度の枠内において、申請人の要求を満たすべく努力しており、申請人の主張は、イギリス政府がこれまで必要とは考えてこなかった制度の導入につながり、行政に重大な影響をもたらし、および他の市民に新たな義務を課すこと

になるだろう。さらに、申請人は、性別の変更等につき、第三者から参照できないようにすることを求められているが、それも既存の制度に根本的な変更を加えない限り達成し得ず、出生登録の目的および機能を損なう可能性がある。以上のように考えると、本件申請人がおかれている状況には、ヨーロッパ人権条約第8条に違反するところはないといわざるを得ない。

また、ヨーロッパ人権条約第12条の定める「婚姻する権利」は、生物学的な異性間における婚姻という、伝統的なそれを指すのであり、主として、家族の基礎としての婚姻を保護するものと考えられる。さらに、第12条は、当該権利の行使が締約国の国内法にしたがう旨を規定している。国内法により設定される制約は、権利の本質を損なうような手段により、またはそのような程度にまで、権利を制約し、または減ずるものであってはならないが、生物学的な異性との婚姻しか認めないという、イギリス法の制約は、そのような性質のものではなく、したがって、第12条には違反しない。

そして、この Rees 事件判決は、続く1990年の Cossey 対連合王国事件⁽²⁸⁾において、ECHR により踏襲された。この事件においても、女性に性転換した申請人は、転換後の性を法的に認めないこと、とりわけ、本件の場合、性別を女性と記載した出生証明書の発行を拒否し、かつ男性との有効な婚姻を認めないイギリス法は、ヨーロッパ人権条約第8条および第12条に違反していると主張した⁽²⁹⁾。これに対して、ECHR は、第8条違反に関しては10対8の多数をもって、第12条については14対4で、それぞれ申請人の主張を退けたのである⁽³⁰⁾。

Cossey 事件に対する判決において ECHR は、まず、申請人との婚姻を望む者が現実存在すること、申請人が転換後の性で社会に広く認知されていること、および転換後の性が異なることから、Rees 事件と本件を区別すべきであるとする Cossey の側の主張を退ける。特に、婚姻を望む者の存在については、それが出生証明書の内容とは無関係であること、および婚姻する権利を有するか否かは、婚姻を望む者がいるか否かではなく、法によって定められた一般的な基準を満たしているか否かによって決することをその理由

としている。ただ、その一方で、ヨーロッパ人権条約を解釈するに際しては、それを社会の変化に対応させ、現状にあったものとするためにも、説得力のある理由が示されれば先例の変更もあり得ることを認めている。⁽³¹⁾その上で、Rees 事件判決以降、性転換に関して、重大な科学的な発展はなく、また、ヨーロッパ評議会 (Council of Europe) 加盟国内において法的な展開はいくつかみられるものの、依然、共通した基盤は存在しておらず、各締約国は広い裁量の余地を有しているとして、第 8 条違反および第 12 条違反⁽³²⁾いずれの判断についても、先例、すなわち Rees 事件の判決を踏襲するものとしたのである。

その後、Rees 事件判決は、1998 年の Sheffield および Horsham 対連合王国⁽³⁴⁾事件においても維持された。⁽³⁵⁾しかし、その判決の中で、ECHR は、次のように述べて、イギリス政府の問題への対応の遅れを非難している。すなわち、「Rees 事件判決および Cossey 事件判決において、この [性転換という] 領域における適切な法的対応への要請を、とりわけ、科学および社会の発展に照らして継続的に検討することの重要性が述べられているにもかかわらず……、被申請人である [連合王] 国は、そうするための措置を何ら講じてこなかったといわざるを得ない。性転換者が自動車運転免許証または旅券において転換後の新しい性的アイデンティティを使用することができるという事実、および名前を変更することができるという事実は、革新的な便益ではない。それらは、Rees 事件の時点でさえ認められていたことである。Cossey 事件判決以降、性同一性障害の原因に関して確固たる結論に到達することを可能とするような重大な科学的発展がなかったとしても、性同一性障害に対する社会的な受容の拡大、および性転換手術を受けた者が術後に直面する問題に関する認知の増大がみられることは事実である。この事件において、ヨーロッパ人権条約第 8 条違反が認定されなかったとしても、当裁判所は、この領域が締約国による継続的な検討を必要としていることを、改めて指摘することにする」⁽³⁶⁾。

1.4 変化の兆し

これまでみてきたように、イギリスにおいては、性を決定する際の基準を定めた制定法の規定は存在せず、さらに、判例上は、染色体、内部生殖器官および外部生殖器といった生物学的な特徴を基準として性転換者の転換後の性を決することが確立していたため、転換後の性が正式に法的に認められることは、皆無であったといつてよく、また、ECHR も、そのようなイギリス法の状況をヨーロッパ人権条約に違反すると判断することはなかった。しかし、21世紀に入ってからは、状況に変化がみられるようになる。たとえば、イギリス国内にあっては、前述した内務省の勧告に基づいて、2003年性犯罪法（Sexual Offences Act 2003）⁽³⁷⁾が成立し、典型的な性固有犯罪であった性犯罪のほとんどすべてが性中立なものとなるなど、転換後の性の法的承認とは直接には関わらないものの、法における「性」の問題が解決される場面も現れてきた。

そして、2002年7月11日に出された Goodwin 対連合王国事件⁽³⁸⁾および I 対連合王国事件⁽³⁹⁾の判決において、ECHR は、ついに、これまでの判決を覆し、性転換者の転換後の性を法的に認めないイギリス法はヨーロッパ人権条約に違反すると判示したのである。

ECHR は、それまでも性転換者の性にかかわる問題を判断するにあたっては、科学上の発展および社会の発展を検討することが必要であると繰り返し述べてきていたし、Sheffield および Horsham 対連合王国事件判決においては、イギリス政府の対応の遅さを批判してもいたので、遠くない将来に、これまでの流れがかわる可能性は、十分にあったといえることができる。いずれにしても、Goodwin 対連合王国および I 対連合王国、これら2つの事件の内容について、もう少し詳細にみることにする。まずは、事実の概要である。

1937年の出生時には男性として登録された申請人 Christine Goodwin は、女性と婚姻をし、4子をもうけていたが、実際には、早期から女装する傾向があり、1963年から1964年にかけて嫌忌療法（aversion therapy）を受け、

ほどなくして性同一性障害であると診断されていた（申請の時点では離婚していたが、前配偶者および子とは良好な関係を保っていた）。そのため、知覚する性と身体の性が一致しないことを認識しており、1984年まで、仕事の際には男装をし、余暇には女装をする生活を続けてきた。1985年1月から、3箇月に1度、精神科医および心理療法士によるカウンセリングを含む治療をはじめ、同時に、完全に女性として生活するようになった。そして、1990年に、国民健康保険で費用を賄い、性転換手術を受けた。

申請人は、1990年から1992年にかけて職場において同僚らからセクシュアル・ハラスメントを受け、そのことについて労働審判所（Industrial Tribunal）に申し立てを行ったが、法律上は男性であることから救済は得られなかった。その後、申請人は、健康上の理由をもって解雇されたが、申請人の主張するところによれば、性転換者であることが真の理由であるとされる。1996年に、新たな職に就いたが、その際に、雇用主より国民保険番号を知らせよう求められた。当該番号から、自らの履歴が雇用主に知れることを不安に感じた申請人は、社会保険庁に対して新たな番号の割り当てを求めたが、拒否されたため、これまでの番号を提示せざるを得なかった（これにより、雇用主が申請人の履歴を知ることになり、同僚と良好な関係が保てなくなったと、申請人は主張している）。さらに、社会保険庁保険料局は、申請人の国民年金の受給開始年齢は、女性に対して認められている60歳ではなく、男性のそれである65歳であるとし、さらに、申請人は、本来であれば給与から控除されるべき保険料を社会保険庁に直接支払うことを余儀なくされた。また、社会保険庁の保持する申請人の個人ファイルは、一定の職員のみがアクセスすることのできる「機密扱い」ファイルとされたため、申請人は、些細な照会についても特別な予約をしなければならず、電話での問い合わせが不可能となった。その一方で、社会保険庁のファイルにおいては、申請人は男性として記録されており、社会保険庁からの郵便物の宛名には、出生時に登録された申請人の氏名が使われている。⁽⁴⁰⁾

一方、I は、男性から女性への性転換者であるが、歯科看護師として軍に

勤務していた。1985年に国家登録看護師（Enrolled Nurse）資格修得コースに応募したが、出生証明書の提出を拒んだために入学を認められなかった。33歳の時に、健康を害し、就業不能手当を受けて退職したが、その後、2001年7月31日に、学生ローンの申請に際して、Iは地方公共団体から出生証明書の提出を求められ、また、同年8月14日に、刑務所の運営アシスタントの職に応募した際にも、面接時に出生証明書を持参するよう求められた。

このような状況に対して、Goodwinは1995年6月5日に、イギリスにおける性転換者の法的地位、とりわけ、雇用、社会保険、年金および婚姻の領域におけるそれが、ヨーロッパ人権条約第8条、第12条、第13条および第14条に違反するとする申請を、Iは1994年4月6日に、イギリスにおける性転換者の法的地位がヨーロッパ人権条約第8条、第12条および第14条に違反するとする申請を、それぞれ人権委員会に対して提出した。そして、人権委員会は、両申請に対して1997年12月1日に受理可能である旨を宣言し、1999年11月1日にECHRに付託した。

ECHRは、これらの申請に対して、まず、先例にしたがうか否かを検討し、次のように述べている。

すなわち、「ヨーロッパ人権条約は、人権保護のための最優先の制度であるので、当裁判所は、被申請人である国および締約国一般の国内情勢の変化を考慮しなければならず、また、たとえば、達成されるべき基準に関する収斂（convergence）の進行に対応しなければならない……。ヨーロッパ人権条約の規定する権利が、画餅または幻想ではなく、実質的かつ効果的になるような方法で、当該条約を解釈し、適用することは、きわめて重要なことである。動的かつ発展的なアプローチを堅持しなければ、実際に、当裁判所は改革または改善の障害となる危険を冒すことになるであろう……。本件にかかわる状況については、当裁判所は、1986年以降の複数の機会において、性転換者が直面する深刻な問題を認識している旨を示し、また、この領域においては、適切な法的措置への要請を継続的に検討することが重要であることを強調してきた……。したがって、当裁判所は、ここで、『今日の状況に照

らして』いかなる条約の解釈および適用が適切であるのかを評価するために、締約国の内外の状況を検討することにする⁽⁴¹⁾」。

その上で、「国内法の状況が個人のアイデンティティの重要な部分と抵触する場合には、私生活への重大な干渉が生じ得る」ことが認識されなければならない、性転換者が想定する社会的地位と、性の変更を認めない法によって定められる地位とが異なることから生じるストレスおよび疎外感は、「些細な不都合」とはいえないとしている。また、次のように、イギリス政府の政策の矛盾を指摘する。

すなわち、本件を含め、多くの場合、イギリスにおける性転換手術は、国民健康保険によってその費用がまかなわれているが、これは、性同一性障害が医療の分野において認知されていることを意味している。また、当該手術は、本人が知覚する性と身体上の性とをできる限り近づけることを目的のひとつとして行われているのに対して、法は、合法的な性転換手術を受けた者の転換後の性に、法的な地位を認めていない。国が性同一性障害の精神的苦痛を緩和する治療や手術を認め、公的保険により費用を負担し、かつ、女性から男性へと性転換した者と生活を共にする女性の人工授精をも認めているにもかかわらず、当該医療措置の結果に法的な意義を認めないのは、不合理と思われるというものである。

そして、これまでイギリス法の状況を正当化してきた、科学上の発展および社会の発展について検討を加えている。

まず、科学上の発展については、性同一性障害の正確な原因は未だ不明であることを認めながら、それが、医療的救済を要する医学上の症状であることは世界的に認知されており、上述の通り、イギリス国内においても、国民健康保険の対象となっていること、および、苦痛をともなう手術を選択する者が、気まぐれでそのような決定をしているとは考えにくいことを考慮すれば、現在進行中であるところの性同一性障害の正確な原因をめぐる医学的および科学的議論と、転換後の性の法的承認の問題との直接的な関連性は減じられるとする。また、性転換手術によっても、性の生物学的な特徴すべてを

変更することができないことを認めつつ、間性（intersex）の場合のように、染色体の変則は、自然に生じることもあるのであって、性転換者の性的アイデンティティを法的に決することの目的のためには、染色体といった要素だけが、必然的に、きわめて重要なものと考えられなければならないわけではないと思われるとしている。

次いで、社会の発展について、締約国間に共通の基盤が存するか否かを検討し、法制度に関しても、伝統に関しても多様である43の締約国の間には、性転換者の転換後の性を法的に認めることが、婚姻、親子関係、プライバシーまたはデータ保護といった他の領域に与えるであろう「影響にどのように対処していくか」という点について共通するところはないものの、「転換後の性を法的に承認すべきである」という点については、SheffieldおよびHorsham 対連合王国事件の時点で、すでに合意が形成されつつあったとする。そして、「条約に規定されている権利を保障するために、締約国が自らの法域内において必要な措置を決定することが主要なのであって、性転換者の法的地位を認めることによって発生する実施上の問題を自国の法制度の枠内において解決する手段については、加盟国は、広い裁量権を享受しなければならない。したがって、当裁判所は、性同一性障害の社会的な受容の増大だけでなく、性転換者の新たな性的アイデンティティの法的な承認といった、継続する世界的傾向があることについての明確で、かつ争う余地のない証拠が欠落しているというのでないのであれば、提起された法的および実施上の問題の解決に向けたヨーロッパ共通のアプローチが存在する証拠が欠落していることを、あまり重視するものではない」とする。⁽⁴²⁾ また、21世紀においては、社会の他の成員がすでに享受している、自己の実現ならびに身体的および精神的安全に対する性転換者の権利の実現は、時期尚早な、議論の余地のある問題ではないとし、多大な個人的負担のもとで選択した性的アイデンティティにしたがって、個人が尊厳と価値をもって生活することができるようにするためには、社会は、ある程度の不都合を甘受すべきであると述べている。

そして、対応の遅さを指摘された Sheffield および Horsham 対連合王国事件判決以降も、イギリス政府は、問題を認識しながら、有効な措置を講じておらず、「転換後の性の法的承認を得るという申請人個人の利益に優越する重要な公益上の要因が存在しない以上、ヨーロッパ人権条約に内在する公平なバランスは、今や、決定的に申請人の側に傾いて」おり、したがって第 8 条違反があるものと判断されると結論づけた。

さらに第 12 条違反についての ECHR の判断は、およそ次のようなものである。

まず、性同一性障害の領域において、医学上の発展および社会の発展によってもたらされた劇的な変化があっただけでなく、条約の採択後、婚姻制度についても、大きな社会的変化があったのであるから、第 12 条が男性と女性が婚姻する権利という表現を用いていることは確かであるとしても、現在においてなお、その語句の意味が生物学的基準のみにしたがって決められなければならないとは考えにくい。他方、すでに第 8 条については、転換後の性の承認を否定するに際して、生物学的要因のみが重要であるとすることはもはやできないとはしたが、第 8 条は、第 12 条にかかわるすべての問題を包摂しているわけではないので、第 12 条の文言にある性別を出生時に登録されたそれに限定することが、婚姻する権利の本質を害する制約となるか否かを検討する必要があるだろう。そして、その点について、性転換者は転換前の性を基準とした異性とは婚姻することが可能である以上、婚姻する権利を侵害されたことにはならないとする主張は空論であり、さらに、婚姻といった微妙な問題は、各締約国の裁判所の判断に任されるべきであるとする主張は、少なくともイギリスの裁判所には、議会こそこの問題を扱うにふさわしい場所だと考える傾向がある一方で、イギリス政府が、現在のところ、この問題を解決するための法案を提出しようとしなないことを考えると、受け容れられない。結局この問題は、締約国の裁量の範囲の問題であり、その点では、転換後の性の法的承認を求めている者が、適切に性転換が行われたことを立証する場合の条件、または過去の婚姻を無効たらしめるための条件等を決す

ることは、締約国の裁量の範囲内であるが、性転換者の婚姻する権利の享受をいかなる状況においても阻害するような条件を付することは、何ら正当性を有するものではなく、したがって、イギリスの現在の状況は、第12条に違反する⁽⁴³⁾。

この判決により、イギリス政府は、自らの法をヨーロッパ人権条約の規定と整合するものへ改正する義務を負うことになったのであるが、この判決が出された後、イギリス国内においても、性転換者の婚姻の有効性をめぐる貴族院判決が出され、その中で貴族院は、当該婚姻の有効性は認めなかったものの、その原因であるところのイギリス法の状況がヨーロッパ人権条約に違反することを認めた。それが、2003年の Bellinger 対 Bellinger 事件判決⁽⁴⁴⁾である。

この事件では、Corbett 対 Corbett 事件同様、男性から女性への性転換手術を受けた者と男性との婚姻が争点であったが、Corbett 対 Corbett 事件とは異なり、この事件のカップルは円満に生活していたため、当該カップルが求めたのは、婚姻が「有効」であることの確認であった。以下に、その内容を概観する。

Elizabeth Ann Bellinger は、1946年に男性として生まれ、出生登録簿に男性として登録されたが、Elizabeth が記憶している限り、女性として生きたいという願望を長きにわたって有しており、しかも年齢を重ねるごとにその思いは強くなっていった。Elizabeth が21歳の時に、周囲からの圧力もあって女性と婚姻したものの、婚姻生活はうまくいかず、1971年には別居し、1975年に離婚が成立した。この時以降、Elizabeth は、⁽⁴⁵⁾女装をし、女性として生活するようになり、1981年2月に、男性器を切除し、外部女性器を形成する性転換のための手術を受けた。しかし、当然ながら、手術後も核型等の生物学的特徴は男性のままであった。1981年5月2日に、Michael Jeffrey Bellinger と婚姻したが、婚姻時点において、Michael は、Elizabeth の履歴を十分に知っており、また、婚姻証明書には、Elizabeth について「未婚女性 (spinster)」と記載されていたが、登録官によって性別が問われるこ

とはなく、Elizabeth も自ら進んで情報を提供しようとはしなかった。この婚姻以降、Elizabeth および Michael は、Bellinger 夫妻として幸福に生活をし、世間に対しても夫婦であることを表明してきた。そして、Elizabeth は、1986年家族法 (Family Act 1986)⁽⁴⁶⁾ 第55条に基づいて、当該婚姻が当初より有効であったことの宣言、または婚姻が有効と認められないのであれば、その原因である1973年婚姻事件法第11条第(c)項がヨーロッパ人権条約第8条および第12条に違反する旨の宣言を裁判所に求めた。⁽⁴⁷⁾

これに対し貴族院は、Elizabeth およびその他の性転換者のおかれている状況を理解するとした上で、転換後の性を承認しないことがそれらの者に苦痛を与えること、現在では、性転換を承認し、また、中間的な性というものを認める傾向が世界的にあること、およびイギリスにおいても、差別の禁止といった一定の目的のためには、すでに性転換者が法的に認められた地位にあることを認めつつも、婚姻の有効性については、それを否定した。それは、Elizabeth を1973年婚姻事件法第11条第(c)項の目的のために女性と認めることが、その法律の「男性」および「女性」という語に、新たな、拡大された意味、すなわち、人は、ある性別をもって生まれてくるが、後に、反対の性別になる、または反対の性別とみなされることもあり得るという意味を付与することになり、それは、多大な波及効果をもたらす重大な法の変更であって、裁判という手続きの中で裁判所により決められるべき問題ではなく、議会で解決すべき問題であるという理由による。

裁判所が、裁判による解決を不適と考えた理由は、すでに性変更許可法案が政府によって準備されている旨のアナウンスがあったこともあるが、およそ次のようなものである。第1に、性転換者の性変更を認めるべきか否かにかかわる事情がさまざまであるのに対して、裁判という手続きの性質上、裁判所は、あくまでも個別の事情しか考慮し得ないのであって、統一的で、かつ明確な指針を提示できる立場にはないというものである。たとえば、性転換のための手術と一口にいても、それを受ける理由、範囲および形態は多様である。その中で、ある種の手術を性変更のために必要なものと裁判所

が判断すれば、それを受ける意図を有していなかった者に、その手術を強いるものであると理解される可能性がある。それでは、個人が自らの生活を生きやすくするために受けるという、性転換手術本来の目的が損なわれることになる。

第2に、婚姻の目的のために転換後の性を承認するか否かは、部分ごとではなく、全体を検討すべきより大きな問題の一部でしかないことである。つまり、この問題は、教育、育児、職業上の資格、性固有の犯罪、刑務所規則、スポーツ、社会秩序、出生証明といった種々の項目を含め、明確かつ統一的な政策に基づいて判断されなければならないのである。

第3に、婚姻は、国の宗教的および社会的文化に深く根ざした制度、または人的関係であるのであって、婚姻だけに問題を絞っても、より大きな問題を内包しているということである。長きにわたって、婚姻は異性間の関係であると考えられてきたが、異性に限るべきではないとする者も存し、確かに、そうすることによって Elizabeth の直面している問題を解決することもできるかもしれない。しかし、それは、やはり、全体を考えるべき問題の一部分にしか過ぎないというのである。

一方、Elizabeth が求めたヨーロッパ人権条約第8条および第12条に違反する旨の宣言については、Goodwin 対連合王国事件および I 対連合王国事件における ECHR の判決がヨーロッパ人権条約に違反するとしたのは、イギリス政府が状況を是正する手段を講じてこなかったことについてであり、1973年婚姻事件法自体がそれに違反するとされたわけではなく、さらに、ヨーロッパ人権条約に違反する旨の宣言がなされることは、大臣が違反する制定法を迅速に改正するよう求められることを意味するが、すでに改正のための法案が提出されている以上、そのような宣言は無意味であるとする政府側の主張を退け、Elizabeth の主張にしたがって、ヨーロッパ人権条約第8条および第12条に違反する旨を宣言した。それは、この事件において問題とされているのは、より一般的な問題、すなわち、婚姻の目的のために、転換後の性を法的に承認しないことがヨーロッパ人権条約に違反するか否かで

あり、そうであるとすれば、その回答は明らかに「違反する」であること、および、イギリスにおける終局裁判所として、現状では制定法がヨーロッパ人権条約に違反するというを正式に記録しておくべきであることを理由としていた。⁽⁴⁹⁾

2. 2004年性変更許可法

2.1 背景

イギリス政府をして性変更許可制度の導入に踏み切らせしめた最終的なトリガーが Goodwin 対連合王国事件および I 対連合王国事件に対する ECHR の判決であったことは間違いないが、それまでイギリス政府がこの問題について、まったく無関心であったわけではない。1999年4月には、内務大臣の主導のもと、性同一性障害者に関する調査のための省庁合同ワーキング・グループ (Interdepartmental Working Group on Transsexual People) が設置され、問題を把握するための調査にあっている。このワーキング・グループが2000年4月に公表した報告書は、性転換者をめぐるイギリス法の現状の分析の他に、次のような現状認識と問題解決のための勧告を提示している。

まず、状況認識であるが、性同一性障害を抱えている者の中には、いかなる処置もせず身体的な性とは反対の性を有する者としての生活を送る者、自らが知覚する性の特徴のいくつかを獲得するためにホルモン治療を受ける者、そして、少ないながらも、性転換手術を受ける者がいるなど、自らのおかれている状況に対処する方法はさまざまであるとし、さらに、身体的な性とは反対の性として生活を送った後、生物学的な性に回帰する者も少なくなく、また、生涯を通じて両方の性を選択しながら生活を送る者もいることを考えると、性を変更するまでにはいくつかの段階があり、それぞれの段階ごとにニーズを考慮することが必要であるとしている。その上で、雇用の領域においては性転換者に対する差別が禁止され、刑事司法分野においては、被

疑者、被告人、受刑者、被害者および証人のいずれもが、可能な限り、転換後の性に基づいて扱われ、ならびに、法的な地位ではなく、個人のアイデンティティを示す公的証明書、すなわち旅券および自動車運転免許証等が転換後の性に基づいて発行され得るなど、すでに多くの領域において、性転換者のニーズに応じた策が講じられていることは認められるが、それでもなお、性同一性障害を抱える者は、出生証明書、婚姻の権利およびあらゆる法的目的のための転換後の性の承認について、社会の他の構成員が遭うことのない問題に直面しているというのが、報告書の結論である。

上記の認識に基づいて、ワーキング・グループは、問題を解決する方策として、①現状のまま何も変更しない、②新たな氏名および、可能であれば、新たな性別を記載した出生証明書を発行するようにする、ならびに③一定の要件および手続きのもとで、新たな性を、完全に、法的に承認するという3つの選択肢を示し、政府は、広く意見を募った後に、いずれの選択肢をとるか検討すべきであるとしている。⁽⁵⁰⁾ なお、②および③の選択肢については、さらに次のような詳細な検討が加えられている。

まず、新たな出生証明書の発行であるが、これには、新たな氏名のみを記載し、性別を記載しない方法と新たな氏名および新たな性別の双方を記載する方法があり得るものの、いずれの方法を採用しても、出生の際に登録された項目は出生登録簿に引き続き記録され、そこに氏名または性別に変更があった旨が付記されることになるので、謄本としての出生証明書には、それら変更の事実と元の記録があわせて記載されることになる。他方、性別を記さない出生証明書の抄本については、現存するいくつかの問題を改善することにはなろうが、個人のアイデンティティを証明するものとなり得ない点では、現状のままである。新たな氏名および新たな性別の双方を記載した出生証明書の抄本を発行することは、さらに多くの問題を解決し得るが、それが転換後の性に対する法的承認をとみなさない以上、根本的な問題の解決にはならないであろうとの結論に至っている。⁽⁵¹⁾

次に、転換後の性の完全な法的承認について報告書は、まず、ワーキン

グ・グループが、この解決策と現状との中間をいく解決策、すなわち、一定の目的のためにのみ新たな性を法的に承認するという方法を混乱なく導入することは不可能であるという認識にたっていることを明記する。そうした上で、転換後の性の完全な法的承認という解決策をとる場合には、いつの段階で性の変更を承認するかを正式に決するべきであること、変更は裁判所命令の形で認められるべきであること、性変更の裁判所命令が認められる要件を明確に規定すること、すでに養子において採用されているように、裁判所命令に基づいて登録簿本署長官が出生登録簿を再登録すること、および、転換後の性が承認された後であっても、犯罪捜査および医療措置の目的のために必要とされる場合など、一定の状況下においては、転換前の記録にアクセスできるようにすることなどを勧告している。なお、この解決策が採用された場合であっても、その基準を満たさない者または法的な性変更までは望まない者の便宜のために、新しい氏名および性に基づく旅券や自動車運転免許証の再発行は廃止すべきでないとして⁽⁵²⁾いる。

さらに、報告書では転換後の性を承認する要件として2つの事項を検討し⁽⁵³⁾ている。第1に、生殖不能であることである。これについては、ホルモン治療および手術の結果として多くの場合、生殖不能になること、ならびに健康上の理由からホルモン治療を受けられない、または性転換手術を必要としない性同一性障害者に不利に働く可能性があることを理由とする批判が存する一方で、女性から男性に性転換する者のすべてが生殖不能をもたらすような処置を受けるわけではないこと、および手術を受けて女性に性転換する者でも、必ずしも生殖能力が回復不能ではないことを勧案すると、差別からの保護という性転換者の利益は、法的に男性である者が出産し、または法的に女性である者が父親となることに対する違和感の回避という社会全体の利益に対峙するものと捉えられるとしている。これに付随して、人工授精に起因する問題も指摘される。現行法の下では、女性が男性パートナーの同意を得て人工授精を実施した場合、当該パートナーは、あらゆる目的のために、生まれてくる子の父となる。したがって、男性に性転換し、その性が法的に承認

された者は、そのパートナーが人工授精に基づいて出産した場合には、その子の父親になることになる。しかし、現行法のもとでは、裁判所は、婚姻関係にあるカップルの場合、胚形成のためにその双方または一方の配偶子が用いられた時にのみ、生まれてきた子をそのカップルの子として認める命令を出せることになっている。このことから、女性に性転換した者のパートナーの精子と他の女性の卵子を用いて人工授精が行われた場合に、当該性転換者が母親となることには問題はないものの、当該の性転換者が性転換前に採取し、保管していた自らの精子と他の女性の卵子とを用いて人工授精をした場合に、これをどう扱うかは明確でない。そのことを考えれば、転換後の性を法的に承認するためには、保存されている配偶子の廃棄を要件とする必要があるだろうというのが報告書の結論である。

第2の要件は、婚姻関係にないことである。婚姻関係にあるカップルの一方が性転換をし、その性が法的に承認されると、法律上、同性婚ということになり、婚姻を異性間に限定している現行法の原則と抵触することになる。転換後の性が法的に承認されるためには、その前に、婚姻が解消されていなければならない。報告書は、現行のイギリス法のもとでは、未婚であること、または婚姻が解消されていることが、性転換手術の要件とはなっておらず、将来においてもそのような制約を導入する必要はないとしながらも、転換後の性が認められた時点で婚姻が解消されたものとする制度の導入はあり得るだろうとしている。

このワーキング・グループは、転換後の性の完全な法的承認について調査するために、2002年に再招集されたが、そのさなかに出された ECHR による Goodwin 対連合王国事件および I 対連合王国事件判決は、実は、そうしたイギリス政府の動向も踏まえた上のものであり、それゆえにイギリス政府は、迅速に ECHR の判決に対応することができたともいえる。いずれせよ、2003年7月に、イギリス政府は性変更許可法案の素案を公表し、⁽⁵⁴⁾ 議会での正式な審議に先だつてまず、ECHR および貴族院によって指摘されたヨーロッパ人権条約違反を同法案の内容により解消することが可能か否かの検

討を加えてもらうべく、当該素案を議会の人権に関する合同委員会 (Joint Committee on Human Rights) に付託したのである。

2.2 成立の経緯

素案を付託された人権に関する合同委員会は、2002-2003年会期の第19報告書において、ECHR により指摘されたイギリス法とヨーロッパ人権条約との抵触を解消するためには、その方法の選択が議会に任されているとしても、最低でも、次の3点を実現する必要があるとした。すなわち、

- ① ヨーロッパ人権条約第12条に適合させるために、1973年婚姻事件法第11条を改正すること、または性転換者が転換後の性を承認された後に、出生時に登録された性別に基づけば同性である者と婚姻できるよう、性転換者の法的扱いを変更すること
- ② ヨーロッパ人権条約第8条に適合させるために、性転換者の転換後の性を承認しないことが、ヨーロッパ人権条約第8条第2項の規定する「民主的社会の必要」にしたがって正当化され得るように、法を改正すること
- ③ ヨーロッパ人権条約第14条との抵触を避けるために、差別につながるような措置が避けられることを保障すべく、ヨーロッパ人権条約の他の条文もあわせて検討すること

⁽⁵⁶⁾である。そして、人権に関する合同委員会は、法案が ECHR によって指摘されたヨーロッパ人権条約違反を解消するに十分な内容であると結論づけた上で、いくつかの改善すべき点を⁽⁵⁷⁾勧告している。それらの勧告の内容とそれに対する政府の対応については、項をかえて、2004年性変更許可法の「内容」とあわせてみるとこととし、この項では、法案審議の際に議論された、より一般的な争点についてみることにする。

2004年性変更許可法案の審議では、それほど大きな意見対立がみられたわけではない。しかし、特に貴族院においては、宗教的な価値観を背景とする法案への反対および修正動議がみられた。

たとえば、貴族院での第2読会において、聖職者議員として Winchester⁽⁵⁸⁾ 主教は、法案に対する宗教界からの一般的な懸念を代弁しているし、また、議会の外部からも、一部の宗教組織による批判的な意見がよせられていた。たとえば、キリスト教協会（The Christian Institute）は、性別は受胎の際に神によって決せられるので、性転換者は、造物主に対する反抗のうちに生活をしているとした上で、2004年性変更許可法が成立すれば、具体的に次のような問題が生じると主張し、法案に反対した。すなわち、教会に所属すること、または教会に雇われることを拒否された性転換者が、そのことに基づいて教会を容易に訴え得るようになること、聖職者には性転換の事実を知る手段がないので、意図せず、生物学的に同性の者同士の婚姻に祝福を与えてしまう可能性があること、および聖職者または教会の職員が知り得た性転換⁽⁵⁹⁾ に関する真実を漏らすと5,000ポンドの罰金が科されることなどである。

政府は、こうした宗教組織からの批判に対応するために、素案のうちから、その別表3の第3条として、政府の称するところの「良心的拒否」条項をおき、いかなる聖職者も、性転換をした者の婚姻を祝福する義務を負わないとしていた。これに対しては、聖職者には、婚姻の当事者が性転換者であるか否かを知る術がないとする批判が繰り返しなされ、⁽⁶⁰⁾ 聖職者は、出生証明書の謄本の提出を求めることができるとする旨の修正案が提出されるに至つて⁽⁶¹⁾ いる。結局、政府は、「[婚姻の当事者が性転換者であると] 聖職者が合理的に信じる [場合には]」⁽⁶²⁾ という一文を加える修正案を提出し、それで決着をみている。

この他にも、貴族院においては、Lord Tebbit から、同じ性染色体を有する者同士、または同性であることを示す外性器を有する者同士の婚姻は認めないとする旨の修正案が、さらに、庶民院においては、Leigh 議員から、法的に承認された性を認めないことを理由とする性転換者による訴訟、および職務上知り得た性転換者に関する個人情報⁽⁶³⁾ を漏洩したことによる刑事罰から教会を保護すべきであるとする修正案が提出されたが、それぞれ46対121および104対276の反対多数で否決されている。⁽⁶⁴⁾ ただ、貴族院において、Bar-

ness O’Cathain により提出された修正案、すなわち、宗教教義に基づき、かつ他の信者の宗教的感情を害することの回避を目的とする場合には、宗教組織は、性転換者がその活動および儀式に参加することを禁止し、または制限することができるとする条項案は、⁽⁶⁵⁾ 否決されはしたものの144対149という⁽⁶⁶⁾ 僅差であった。しかし、出席した Manchester、Newcastle および Worcester の 3 人の主教全員が反対票を投じており、この点では、イギリス国教会は、ある種のバランス感覚を示したといえる。

貴族院通過後、庶民院では、重大な法案修正として、ヨーロッパ連合 (European Union) またはヨーロッパ経済地域 (European Economic Area) に加盟している国の法律によって、欧州共同体法に基づいて実現できる権利として、転換後の性が法的に承認されている場合には、イギリス国内において改めて性変更の許可を求める必要を排除するための規定が第21条に付加された後、2004年5月25日に可決された。そして、当該修正についての貴族院の承認を経た後、2004年7月1日に国王の裁可を受け、2004年性変更許可法は成立した。

それでは、次に、2004年性変更許可法の内容をみていくことにする。

2.3 内 容

2.3.1 手 続 き

2004年性変更許可法の第1条に基づき、18歳以上の者であれば何人でも、自己の法律上の性を自己の望む性に変更するために、同法別表1に基づいて設置される性変更審査委員会 (Gender Recognition Panel。以下、GRP と略する) に対して、性変更許可証 (gender recognition certificate。以下、GRC と略する) の発行を求めることができる。⁽⁶⁷⁾ なお、GRP は、2010年8月31日現在、委員長および副委員長の他、法律資格を有する3名の委員および⁽⁶⁸⁾ 医療資格を有する6名の委員から構成されている。

GRP は、申請人が次の条件を満たしていると判断する場合には、GRC を発行しなければならない (第2条)。

- ① 性同一性障害の既往歴があること
- ② 申請前の2年間を変更を求める性で生活してきたこと
- ③ 変更を求める性で生涯を過ごす意思があること

ただし、申請人は、第3条に基づいて、次の証明書類を提出しなければならない。

- ① 2名の登録医師（registered medical practitioner）によりそれぞれ作成された診断書（ただし、1名は性同一性障害の分野を扱う医師である必要がある）または1名の認定心理療法士（chartered psychologist）および1名の登録医師によりそれぞれ作成された診断書（ただし、心理療法士は性同一性障害の分野を扱う者である必要がある）
- ② 申請前の2年間を変更を求める性で生活してきたことについての宣誓書
- ③ 婚姻状況に関する宣誓書、および、その他 GRP または所管の大臣が必要と認める情報または証明書類

以上のことからわかるように、性の変更については、いかなる性転換手術も要件とはされていない。人権に関する合同委員会が指摘するように、2004年性変更許可法においては、“sex”ではなく、“gender”という語が使用されているが、これは、身体的な特徴に重きをおかないことを強調したものと見える。したがって、身体的な特徴の変更を意味する手術を受けていること、または受ける予定であることは、GRC 発行の要件とはされなかったのである。⁽⁶⁹⁾ その一方で、GRP の委員に医療関係者を含めることによって、安易な申請を防止するための安全策が講じられている。⁽⁷⁰⁾

なお、婚姻していない者が性の変更を申請し、それが認められた場合には、直ちに、正規の GRC が発行されるが、婚姻関係にある者が正規の GRC を取得するためには、次の段階を経る必要がある（第4条第(3)項および第(4)項ならびに第5条第(1)項）。

- 1) 申請が認められた際に、（性の変更の効果をともなわない）仮の GRC が発行される。

- 2) 仮の GRC の発行は、婚姻取り消し事由となる。
- 3) 婚姻の取り消しが認められた場合には、取り消しを認めた裁判所により正規の GRC が発行される。

ただし、仮の GRC が有効とされるのは 6 箇月間であるので、婚姻の取り消しを求める場合には、6 箇月以内に裁判所に申し立てを行わなければならない。なお、6 箇月以内に、別の理由に基づいて婚姻を解消した場合、または配偶者が死亡した場合にも、同様の効果が得られる（第 5 条第(2)項）。

この第 4 条の規定は、人権に関する合同委員会による修正勧告の対象となった。それは、婚姻の解消を GRC 発行の前提とすると、幸福な婚姻関係を築いている性同一性障害者に、自己の知覚する性への転換か婚姻の継続かという、過酷な選択を迫ることになるという理由に基づく⁽⁷¹⁾。人権に関する合同委員会は、婚姻が異性間に限られるという原則を維持しつつなお、この要件をも残すのであれば、同じ会期に議会で審議されている 2004 年シヴィル・パートナーシップ法（Civil Partnership Act 2004）⁽⁷²⁾ が施行され、対象となるカップルがそれを利用できるようになるまでの間、この要件の適用を留保する時限規定をおくべきであると勧告したが⁽⁷³⁾、この点について政府は、婚姻を異性間に限るという原則を堅持する立場を譲らず、スムーズに婚姻解消ができるようにするとした上で、現在婚姻関係にあり、かつ性の転換を希望する者は、2004 年性変更許可法の成立後直ちに GRC の申請を行うか、または 2004 年シヴィル・パートナーシップ法が成立し、施行されるまで待つかを選択することになると⁽⁷⁴⁾、素案を大幅に変更することはしなかった。

さて、上記の手続きとは別に、法の施行日から 2 年間については、次のような特例（優先申請）が認められていた（第 27 条）。すなわち、その 2 年間の最初の 6 箇月に申請する者については、優先的な審査の対象となる優先申請を認め、残る 18 箇月についても、性的特徴を変更する目的で手術を受けている事実に基づいて GRC を申請する者については、やはり優先申請を認めるというものである。いずれの場合も、GRC 発行の要件①は、「性同一性障害の既往歴」または「性的特徴を変更する目的で手術を受けていること」の

いずれでもよいとされる。また、申請の際に必要な証明書類のうち、医師等による診断書は、「登録医師 1 名による診断書または性同一性障害の分野を扱う認定心理療法士の診断書」のみで足りることになる。ただし、GRC 発行の要件②は、「申請前の 2 年間を変更を求める性で生活してきたこと」ではなく、「申請前の 6 年間を変更を求める性で生活してきたこと」と、期間が長くなる。素案の段階では、この優先申請が認められる期間は 6 箇月のみとされていたが、貴族院における審議の中で、そもそも 6 箇月では短すぎるとの意見があり、また、上記婚姻解消要件との関係で、2004 年シヴィル・パートナーシップ法の施行まで申請を待つ者が不利にならないようにする必要もあったことから、政府による法案修正で 2 年間に期間延長されたものである。⁽⁷⁵⁾ いずれにせよ、この手続きには、法の施行日より 2 年間という期限が設定されていたので、法が施行された 2005 年 4 月 4 日より 2 年を経過した 2007 年 4 月 3 日以降は、利用できなくなった。しかし、優先申請の終了は、何年も前に性転換をした者が必要とされる医学的証明書類を提出できないと⁽⁷⁶⁾ いった問題の原因になっていると、GRP から指摘されている。

2.3.2 効 果

正規の GRC が発行された場合には、GRC の発行を受けた者の性は、あらゆる目的のために、発行前の性と反対の性（女性ならば男性、男性ならば女性）に変更されることになる。ただし、その効果は、原則として遡及しない（第 9 条）。

素案の段階では、この規定（素案の第 5 条）は、正規の GRC が発行された場合には、GRC の発行を受けた者の性は、あらゆる目的のために、許可された性になることのみを定めていたが、2004 年性変更許可法の目的を達するためには、制定法上、性別（sex）を決する必要がある場合には、許可された性（gender）に基づいて決せられなければならないとする規定をおくべきであると、人権に関する合同委員会から勧告されたことを受け、現在の第 9 条第(1)項は、許可された性（gender）が男性の性（gender）である

ならば、その者の性別 (sex) は男性になること (女性の場合も同様) を明確に規定している。⁽⁷⁸⁾

また、人権に関する合同委員会は、GRC の効果については、遡及効を認めるべきだとし、とりわけ、Goodwin 対連合王国事件および I 対連合王国事件判決が出された2002年7月11日以降に婚姻関係に入った者については、遡及効を認め、その婚姻を有効なものであるとすべきであると勧告したが、⁽⁷⁹⁾この点についても、政府は、婚姻のような法的地位に関する法については、⁽⁸⁰⁾将来効のみが認められるべきだとし、自らの立場を崩さなかった。

それでは、次に、正規の GRC の発行にともなう効果の具体的内容を概観することにする。

まず、第10条および別表3に基づき、これまでの出生登録簿とは別に、性転換者登録簿 (Gender Recognition Register。以下、GRR と略す) が新設され、正規の GRC が発行された場合、登録簿本署長官は、その対象となっている者を GRR に登録し、元の出生記録には、その内容が GRR に登録されているものに変更されていることを示すマークを付ける義務を負う。そして、出生証明書の発行を申請した者が、申請の際に、出生登録簿に記載されている氏名に基づいた個人の識別情報を提示した場合には、出生登録簿上の項目を記載した出生証明書が発行され、GRR に記載されている氏名に基づく場合には、GRR 上の項目が記載された出生証明書が発行される。GRR 自体は非公開であり、GRR に登録事項がある旨を示す出生登録簿におけるマークは、いかなる証明書にも記されない。なお、GRR の登録内容だけでなく、職務上知り得た GRC 申請者に関する情報を開示することは、個人が特定できない場合や本人の同意を得ている場合などの例外を除いて、略式起訴犯罪となり、5,000ポンド未満の罰金の対象となる (第22条)。

次に家族法に対する影響であるが、まず、婚姻およびシヴィル・パートナーシップについては、いずれも許可された性に基づくことになる。すなわち、女性の性を許可された者は、婚姻しておらず、また、シヴィル・パートナーシップ登録もしていないのであれば、男性と婚姻をし、または女性とシ

ヴィル・パートナーシップ登録をすることができる。また、上述の通り、すでに婚姻関係にある者が仮の GRC の発行を受けた場合には、そのことが婚姻の取り消し事由となる他、婚姻時に、相手方の性転換の事実を知らなかったことも、婚姻を取り消す事由となる（第11条および別表 4 第 4 条～第 6 条⁽⁸¹⁾）。これらのことは、シヴィル・パートナーシップについても同様である。さらに、親権については、性の変更が許可された後も、子の父または母という従来⁽⁸²⁾の地位を保持できるものとされている（第12条）。なお、別表 4 第 3 条が、1949年婚姻法（Marriage Act 1949）を改正し、イギリス国教会およびウェールズ教会の聖職者は、性転換者であると合理的に信じる者の⁽⁸³⁾挙式を拒否することができるものとしているのは前述の通りである。

相続については、法律の施行日以前に作成された遺書等に基づく相続上の地位に影響はないものとされる（第15条）が、施行日以降に作成された場合には、GRC の発行によって相続上の地位も変動する。たとえば、第 1 子が女性で第 2 子が男性であり、遺書に「長男」と記されていた場合であって、第 1 子が男性に性転換をした場合には、その性が許可されれば第 1 子が長男⁽⁸⁴⁾となる。ただし、このことは、爵位の相続には適用されない（第16条）。

刑事法の分野については、前述のように、2003年性犯罪法によって、基本的な性犯罪がすべて性中立なものとしてされているので、2004年性変更許可法が成立しなくとも、性転換者の性が問題となる可能性は少なかったと推測される。したがって、2004年性変更許可法がその第20条において、「犯罪の加害者であるとまたは被害者であるとを問わず、その者の性が変更を許可された性でない場合に限って性固有の犯罪が成立する場合には、その性が変更を許可されたものであるという事実は、当該犯罪の成立を妨げない」旨を規定しているのは、2003年性犯罪法のもれを防止するためのものと考えられる⁽⁸⁵⁾。

社会保険および年金についても、原則として、許可された性に基づいて受給資格が定まり、また支給期間の算定等は、これまでずっと許可された性であったものとして行われる（第13条および別表 5）。したがって、男性に性転換をした者は、GRC を受ける前であれば、寡婦家庭母子手当（Widowed

Mother's Allowance) を支給されるが、GRC の取得後は、それを受給することはできず、それにかわって、遺族手当 (Widowed Parent's Allowance) の支給を受けることになる。⁽⁸⁶⁾

3. その後の展開

3.1 性変更許可証申請および発行件数

2005年4月4日に2004年性変更許可法が施行されて以降のGRC申請の累積件数を、2008年10月31日および2010年1月31日の時点について示したものが表3-1であり、それらの審査結果を累積数で示したものが表3-2である。⁽⁸⁷⁾ なお、前述の通り、短縮申請は、2007年4月3日をもって終了しているので、どちらの時点においても件数はかわらない。

表 3-1 GRC 申請件数 (2005年 4 月 4 日からの累積)

	短縮申請	通常申請	海外申請
2008年10月31日まで	1,542件	947件	71件
2010年1月31日まで	1,542件	1,259件	71件

表 3-2 審査結果 (2005年 4 月 4 日からの累積)

		短縮申請	通常申請	海外申請
正規許可	2008/10/31	1,443	755	45
	2010/01/31		1,056	52
仮許可	2008/10/31	46	47	0
	2010/01/31		74	0
却下	2008/10/31	46	22	7
	2010/01/31		37	10
取り下げ	2008/10/31	7	14	13
	2010/01/31		17	14
継続中	2008/10/31	0	107	6
	2010/01/31		75	7

法が施行された初年度である2005年には、1,242件の申請があったが、⁽⁸⁸⁾それ以降は、だいたい毎年280～300件の申請がある。⁽⁸⁹⁾性同一性障害を抱える者がイギリス国内に2,000～5,000人存在すると見積もられていたことを考えれば、これまでに2,800件強の申請があったことは、予想の範囲内ということになるだろうか。2007年以降は申請数に大きな変動がないことから、申請傾向は安定しており、今後も年に300件程度の申請があるものと予想されるが、それは、毎月20件以上の申請があることを意味し、現在の GRP の構成では、やや過重な負担であるように思われる。

3.2 その他

「成立の経緯」からもわかるように、イギリス国教会およびウェールズ教会の聖職者に性転換者であると信じるものの挙式を拒むことを認めた2004年性変更許可法の別表4第3条の規定は、シヴィル・パートナーシップ登録手続きにおける宗教施設利用の禁止を定めた2004年シヴィル・パートナーシップ法第6条第(1)項(b)号および第(2)項と同じ問題を内包している。

1965年人種関係法（Race Relations Act 1965）⁽⁹⁰⁾以降の差別禁止法を統合した2010年平等権法（Equality Act 2010）⁽⁹¹⁾は、禁止される差別事由にシヴィル・パートナーシップ登録や性転換を含めており、さらに、その第202条では、2004年シヴィル・パートナーシップ法第6条第(1)項(b)号および第(2)項の廃止をも規定している。その一方で、2004年性変更許可法の別表4第3条およびそれに基づいて1949年婚姻法に導入された第5B条は、2010年平等権法のいかなる規定によっても廃止されておらず、むしろ、民間および公的サービスの分野における適用除外を定めた同法別表3の第24条によって、1949年婚姻法第5B条に基づいてなした措置は、その分野における差別を禁じた第29条の適用除外とされている。もちろん、第202条も、法律による宗教施設利用の禁止を廃止しただけなのであって、シヴィル・パートナーシップ登録手続きの実施を求められた宗教施設がそれを拒むことはできる。つまり、性転換者の婚姻についても、シヴィル・パートナーシップ登録についても、

宗教組織側には拒否権が留保されているのである。

畢竟するに、この問題は、基本的に、シヴィル・パートナーシップおよび性変更許可制度固有の問題ではなく、それらの制度が実現しようとしている価値と一部の宗教的価値との対立の問題であり、また、イギリスの現行の婚姻制度に内在する問題なのであって、イギリス国教会方式の婚姻手続きを継続する限りは避けられない問題ともいえる。⁽⁹²⁾

なお、2007年審判所・裁判所・執行法 (Tribunals, Courts and Enforcement Act 2007)⁽⁹³⁾ は、新たな審判所制度を導入し、複数の既存の審判所を統合する旨を規定しており、2009年以降における GRP の統合も計画されていたが、未だ実現されておらず、当面の統合はないようである。⁽⁹⁴⁾

4. おわりに

2004年性変更許可法の成立は、性転換者のおかれている状況を、少なくとも法制度の領域においては、かなり改善することになったと思われる。もちろん、前項で述べた性転換者の挙式の問題以外にも、いくつかの改善すべき細かな点は存在するであろう。たとえば、婚姻関係にある者が GRC を取得するためには、婚姻を解消しなければならないが、その者がその後もパートナーとの関係を継続することを望み、かつその関係が法的に承認されることを望むのであればシヴィル・パートナーシップ登録をするほかなく、婚姻からシヴィル・パートナーシップへ切り替える手続きが存在しない現状⁽⁹⁵⁾ においては、やや煩雑な手続きを踏まなければならない。しかし、根本的な問題が解決された現在、申請件数の少なさからみても発生する可能性が低いと判断される事案に対応した改善がなされる可能性は低い。むしろ、前項で述べた問題点とあわせて考えるならば、婚姻制度全体の抜本的改革が必要な時期にきているように思われる。

(1) 今回も、「イギリス」という語を用いたが、扱われる制度は、イングランドおよ

びウェールズのそれであり、スコットランドおよび北アイルランドのそれについては、触れていないことをお断りしておきたい。また、本稿で扱う問題を論じるに際しては、“sex”と“gender”を明確に訳し分ける必要があるように思われる。しかし、実際には、この両者を峻別していない資料および意見も散見され、また、性転換者の性の法的承認という問題を扱う場合に、“sex”および“gender”という語の意味の違いを論じるのは、的を外しているとする意見（2004年性変更許可法案審議の際の Lord Filkin の発言。656 *Hansard* (HL) [29 January 2004] col 366）もある。以上のことから、本稿では、一応、sex を性別、gender を性と訳するが、必ずしも厳密に訳し分けてはいない。そして、特に両者の違いを明確に示す必要がある場合には、それぞれ原語を付すこととした。

- (2) C. 7.
- (3) C. 37.
- (4) C. 22.
- (5) *Report of the Interdepartmental Working Group on Transsexual People* (April 2000), para 1.3. なお、表 1-1 は、House of Commons Library, *The Gender Recognition Bill [HL] Bill 56 of 2003-04*, Research Paper 04/05 (17 February 2004) 9 に基づいて筆者が作成した。
- (6) <http://www.dca.gov.uk/risk/grbria.htm>. (2010年 8月31日アクセス)
- (7) C. 18.
- (8) この項の記述については、特に、*Report of the Interdepartmental Working Group on Transsexual People*, *op. cit. supra* note 5, para 2.1-2.105 を参照。なお、2004年性変更許可法の成立以降は、この項において記述した問題の多くが解決されているが、記述の便宜のため、あえて現在形で記述してある。
- (9) この他、遺言書において、遺贈の対象として、氏名が特定されない「息子」または「娘」といった語のみが表記されていた場合にも、性別の問題が生じ得るが、この点について判例は、遺言の文言から遺言作成時の遺言者の意図を考慮した上で、対象となる者が特定できればよいとしている。*Id.*, para 2.41.
- (10) *Human Fertilisation and Embryology Act 1990*, ss. 28-29.
- (11) C. 33.
- (12) C. 42.
- (13) *Protecting the Public : Strengthening protection against sex offenders and reforming the law on sexual offences*, Cm 5668 (November 2002) para 42.
- (14) C. 60, s. 54.
- (15) C. 65.
- (16) SI 1999/1102.

(17) C. 20.

(18) SI 1987/2088, s. 65.

(19) *Corbett v Corbett* [1971] P 83.

(20) *S-T (formerly J) v J* [1998] Fam 103.

(21) *R v Tan and others* [1983] QB 1053.

(22) 4 & 5 Eliz. II c. 69. 第30条の規定は、以下の通りである。

第(1)項 男が、故意に、売春婦の収入に生活の全部または一部を依拠することは犯罪である。

第(2)項 この条の目的のために、売春婦と生活を共にし、または同居している男 (he) が、幫助することを示す方法で、売春婦の行動に対する統制、指示および影響力を行使する場合には、そうでないことを男が証明しない限り、故意に、売春婦の収入に依拠していたものと推定される。

(23) C. 60. 第 5 条の標題は、「男娼の収入への生活の依拠 (Living on earnings of male prostitution)」であり、その第(1)項の規定は、以下の通りである。

第(1)項 故意に、他の男性の売春による収入に生活の全部または一部を依拠する男性または女性は、次の各号に掲げるいずれかの刑に処するものとする。

第(a)号 略式起訴犯罪として、6 箇月以下の懲役

第(b)号 正式起訴犯罪として、7 年以下の懲役

(24) <http://www.cps.gov.uk/publications/prosecution/hmpbcpol.html> および <http://www.pfc.org.uk/node/322>. (2010年 8 月31日アクセス)

(25) *Rees v The UK*, Application No. 9532/81 [16 October 1986] 9 EHRR 56.

(26) 旅券についても、1984年に“Mr”の肩書きが付された。

(27) *Rees v The UK*, *op. cit. supra* note 25, para 33-51.

(28) *Cossey v The UK*, Application No. 10843/84 [27 September 1990] 13 EHRR 622.

(29) この事件の事実の概要は以下の通りである。

申請人 Caroline Cossey は、1954年に生まれた際には、男性、Barry Kenneth として登録されたが、13歳の時には、他の少年とは異なることを認識し、15~16歳の時点で、身体的特徴は男性であるが、心理的には女性であると理解していた。そこで、1972年 7 月に名前を Caroline に変更し、それ以降、あらゆる目的のために上記の名前を使用し、女装し、かつ女性としての役割を果たしてきた。1973年 3 月には、氏名変更の平型捺印証書 (deed poll) を作成している。ホルモン治療および胸の形成手術を受けた後、1974年に、外性器を女性のものに模する手術を受け、その結果、男性との性交が可能であるとする医学所見を得るまでに至った。1976年には、女性名での旅券を取得し、1979年から1986年まで、新聞、雑誌および広告を定期的に飾るファッ

シオンモデルとして成功を収めた。1983年に、イタリア人男性Lとの婚姻を希望したが、同年8月22日付の書簡において、登録簿本署長官は、解剖学的構造上の性別および心理的な性がいかなるものであれ、男性として登録されている以上、当該婚姻は無効となるであろう旨を伝えた。1985年にLとの婚約は破棄されたものの、1989年5月21日に申請人は、シナゴークにおいてXと婚姻した。しかし、その関係は同年の6月11日には終了し、その関係破綻にかかわる経済的救済を求めて起こした訴えに基づいて、高等法院は、1990年1月17日に、当事者が男性と女性でないことを理由として、当該婚姻の無効を宣言した。

なお、人権委員会への申請は1984年2月24日であり、この事件では、人権委員会は、第12条違反があったことを認める一方で、第8条違反についてはこれを否定する判断を、10対6の多数で1989年5月9日に下している。*Id.*, para 9-14.

(30) *Cossey* は、差別の禁止を定めたヨーロッパ人権条約第14条にも依拠しているが、ECHR は、同じ状況におかれている者に対する異なる扱いを争うためではなく、むしろ、手段と目的の均衡といった考え方を自らの主張に取り込む方策として、第14条に依拠しているのであって、そのような考え方は、個人の利益と社会全般の利益とのバランスとして、すでに取り入れられているとして、申請人の主張を支持するものとはならないとしている。*Id.*, para 41 and 47.

(31) この点については、*Rees* 対連合王国事件判決でも、同様のことが述べられている。*Rees v The UK*, *op. cit. supra* note 25, para 47.

(32) *Cossey v The UK*, *op. cit. supra* note 28, para 32-35.

(33) この点について、ECHR は、まず、第8条に関して、性転換の領域における法と現実の取り扱いとの調和の推奨を目的とし、1989年9月12日にヨーロッパ議会により採択された決議に付随する報告 (OJ No C 256, 9.10.1989) および同月の29日にヨーロッパ評議会議員会議 (Parliamentary Assembly) により採択された勧告 (Recommendation 1117) が、*Rees* 対連合王国事件判決の当時と同じ解決の多様性を認めていたことを根拠としてあげ、次に、第12条については、*Cossey* と同じ状況にある者が男性と婚姻することを認めるようになった国も存在するが、そういった展開は、伝統的な婚姻の概念が一般的に放棄されたことを証明するものではないとしている。*Id.*, para 40 and 46.

(34) *Sheffield and Horsham v The UK*, Application No. 22985/93 and 23390/94 [30 July 1998] 27 EHRR 163. この事件の事実の概要は、以下の通りである。

Kristina Sheffield は、1946年に生まれ、出生時には男性として登録された。1986年に性同一性障害についての診療を受け始める前に、婚姻して1子(女性)をもうけているが、当該婚姻は、申請の時点では、すでに解消されていた。性転換手術を受けた後に、申請人は、平型捺印証書によって氏名を変更し、変更後の氏名は、旅券およ

び自動車運転免許証において使用されている。Sheffield が性転換後に被ったと主張する不利益は、次のようなものである。

- ① 性転換手術を受けるに際して、Sheffield は、相談役の精神科医および外科医から、手術の前提として離婚する必要があることを告げられ、やむなく離婚したが、離婚後、前の配偶者は、Sheffield が娘と接見することの禁止を求めて提訴し、裁判所は、性転換者と接見することが子の利益にならないとして、その訴えを認めた。結果として、Sheffield は、その後12年にわたって娘と会えていない。
- ② 出生証明書、ならびに自動車運転免許証および旅券以外の公的記録（社会保険、警察記録等）においては、引き続きかつての氏名および性別が記載されている。また、旅券については、査証の事前取得などの場合のように、その所有者に対するより詳細な調査が必要となった際には、かつての氏名および性別の公開が不可避である。
- ③ 友人の保証人となるために裁判所に出廷した際に、かつての氏名を述べるよう求められた。また、出生証明書に記載されているかつての性別が裁判所で明らかにされることによって、裁判手続きにセンセーショナルリズムの要素を付加することをおそれ、刑事裁判における証人として友人のアリバイを証言することを躊躇せざるを得なかった。
- ④ 1992年6月に、火器に関する法律に違反したとされ逮捕されたが、所持していた拳銃がレプリカであることが証明され、不起訴となった。その際、Sheffield が性転換手術を受けた事実を警察官が知っていたことから、警察のコンピュータ・ファイルに性転換に関する個人情報が含まれているか開示するよう求めたが、1984年データ保護法（Data Protection Act 1984, c. 35）の規定により、性別およびその他の氏名を述べるよう求められ、申請を断念した。
- ⑤ 自動車保険に加入する際に、性別を記入することを求められた。イギリスの法が依然として Sheffield を男性とみなしているので、男性と記入することを余儀なくされた。
- ⑥ 1911年偽証罪法（Perjury Act 1911, 1 & 2 Geo. V c. 6）の規定のために、かつての性別を公開しない場合に、偽証罪に問われる可能性がある。
- ⑦ 性転換者に対して職業上の、または職業選択に関する差別が存在する。1986年に性転換手術を受けたことの結果として解雇され、また、イギリスにおいては望む職業に就くことは不可能である。

一方、Rachel Horsham は、1946年の出生時に男性として登録されているが、早い段階から、自身を男性であると考えることに困難を感じ、21歳の時に、性同一性障害であることを理解した。性同一性障害として認知されることの結果に不安を感じ、1971年にイギリスを離れ、海外において、女性として生活するようになった。1990年

以降、心理療法およびホルモン治療を受け、1992年5月21日に Amsterdam において性転換手術を受けた。1992年6月26日に、Amsterdam のイギリス領事に対して、旅券の写真および氏名を新たなものに変更することを求めたが、それは、オランダの裁判所が発した命令によってのみ実施可能である旨を伝えられたので、8月24日に、新たな氏名および性別を記した出生証明書が Hague 出生登録署により発行されるべき旨の命令を、Amsterdam 地方裁判所 (Regional Court) から取得した。これを受け、9月11日に、イギリス領事は新たな氏名および性別を記した旅券を発行した。11月12日に新たな出生証明書の発行を受けた Horsham は、同月15日に、イギリスの出生証明の記載を女性に変更するよう求めたが、国勢調査局 (Office of Population Censuses and Survey) は、イギリス法には、元の出生証明に新たな情報を記載する規定が存在しないと回答してきた。また、Horsham には男性のパートナーがおり、将来的に婚姻をし、イギリスで生活することを希望しているが、国勢調査局は、婚姻がオランダ、またはその他の地域で有効に結ばれたものであっても、イギリスに居住していると認められれば、有効ではなくなるであろう旨を伝えてきた。

Sheffield は、1993年8月4日に、イギリス法が転換後の性を法的に認めないことが、ヨーロッパ人権条約第8条、第12条および第14条に反し、また、いかなる有効な救済手段も存在しないことが、「条約に定める権利および自由を侵害された者は、国の機関の前において効果的な救済措置を受ける」とする第13条に反するとして、人権委員会に申請を提出し、1997年1月21日、人権委員会は、15対1の多数で第8条に違反するとの判断を報告した (第12条違反および第14条違反については、それぞれ9対7および全員一致で独立した争点とはならない旨を、第13条違反については、全員一致でそれを否定する旨を報告している)。Horsham については、Sheffield と同じ1993年8月4日に、転換後の性を法的に認めないことが、ヨーロッパ人権条約第3条、第8条、第12条、第13条および第14条に違反する旨の申請が、人権委員会に提出されている。報告内容は、Sheffield の申請に対するそれと基本的に同じである (第3条違反については、1996年1月19日に受理しない旨が決定されている)。

(35) 第8条については、Cossey 事件判決同様に、性転換の分野に新たな科学的な発展はなく、また、法的にも、この問題に対する締約国共通のアプローチが十分に確立されたとはいえないとして、Rees 事件判決の変更を認めなかった (11対9)。第12条についても、18対2の多数をもって、Rees 事件判決および Cossey 事件判決を踏襲した。第14条については、あらゆる異なる取り扱いが、第14条違反となるわけではなく、締約国は、ある程度、法により異なる扱いを正当化できる裁量を有しており、イギリス法が性転換者に法的地位を認めないことにおいて、裁量の範囲の逸脱があったとは考えられないとしている (全員一致)。そして、第13条違反であるとの主張については、全員一致で、審理する必要を認めないとしている。Id., para 51-80.

- (36) *Id.*, para 60.
- (37) C. 42.
- (38) *Goodwin v The UK*, Application No. 28957/95 [11 July 2002] 35 EHRR 18.
- (39) *I v The UK*, Application No. 25680/94 [11 July 2002] 36 EHRR 53. 判決理由については、*Goodwin v The UK* のそれとまったく同じである。
- (40) これらの申請人の主張のうち、使用される氏名に関する主張だけは、「制定法・制度全般」の項で概観した当時の実務と一致しない。
- (41) *Goodwin v The UK*, *op. cit. supra* note 38, para 74-75.
- (42) これに加えて、Rees 事件判決では重視された、出生記録制度の伝統的性質についても触れ、嫡出や養子の場合においては、出生後に変更された法的地位を反映させるために、更新された出生証明書を発行するという例外がすでに認められており、そこに2,000人から5,000人と概算されている性転換者を新たな例外として付加しても、制度全体を崩壊させることはないだろうとしている。
- (43) 第14条については、独立した争点とはならないことが、また、第13条については、違反はないことがそれぞれ判断された。なお、この判決は、すべての項目について、全員一致によるものである。
- (44) *Bellinger v Bellinger* [2003] UKHL 21.
- (45) ただし、性同一性障害 (transsexuality) と服飾倒錯 (transvestite) は、同じものではない。
- (46) C. 55.
- (47) *Human Rights Act 1998* (c. 42), s. 4 に基づく。
- (48) *Id.*, s. 10(2), (3) and sch. 2.
- (49) 主として、Lord Nicholls の意見に基づく。
- (50) *Report of the Interdepartmental Working Group on Transsexual People*, *op. cit. supra* note 5, para 5.1-5.5.
- (51) *Id.*, para 3.1-3.8.
- (52) *Id.*, para 4.1-4.4.
- (53) *Id.*, para 4.12-4.19.
- (54) *Goodwin v The UK*, *op. cit. supra* note 38, para 49-51 and 87-88.
- (55) *Draft Gender Recognition Bill*, Cm 5875 (July 2003).
- (56) 1 Joint Committee on Human Rights, *Draft Gender Recognition Bill*, *Nineteenth Report of Session 2002-03* [17 November 2003] para 20.
- (57) *Id.*, para 111-112.
- (58) 655 *Hansard* (HL) [18 December 2003] col 1296-1297.
- (59) The Christian Institute, *Transsexualism Briefing*, *Gender Recognition Bill*.

112 (115) イギリスにおける性転換者の法的性変更許可制度 (奉剛)

http://www.christian.org.uk/transsexualism/briefing_16jan04.pdf. (2010年 8月31日アクセス)

- (60) 655 *Hansard* (HL) [18 December 2003] col. 1295 and 657 *Hansard* (HL) [14 January 2004] col. 71GC.
- (61) 657 *Hansard* (HL) [14 January 2004] col 70GC.
- (62) 656 *Hansard* (HL) [3 February 2004] col 625-627.
- (63) 656 *Hansard* (HL) [3 February 2004] col 616 and 421 *Hansard* (HC) [25 May 2004] col 1445.
- (64) 656 *Hansard* (HL) [3 February 2004] col 625 and 421 *Hansard* (HC) [25 May 2004] col 1479-1480.
- (65) 656 *Hansard* (HL) [10 February 2004] col 1060-1061.
- (66) *Id.*, col 1078-1080.
- (67) 第1条第(1)項(b)号は、海外においてすでに性変更を行った者(海外申請)について規定しているが、詳細については、ここでは省略する。
- (68) <http://www.grp.gov.uk/aboutus.htm>. (2010年 8月31日アクセス)
- (69) Joint Committee on Human Rights, *op. cit. supra* note 56, para 25.
- (70) *Id.*, para 29.
- (71) *Id.*, para 85.
- (72) C. 33.
- (73) Joint Committee on Human Rights, *op. cit. supra* note 56, para 90.
- (74) Department for Constitutional Affairs, *Response to the Joint Committee on Human Rights' Nineteenth Report of Session 2002-03, Draft Gender Recognition Bill* (December 2003) para 11-15.
- (75) 656 *Hansard* (HL) [03 February 2004] col 668-669.
- (76) *Gender Recognition Panel User Group Meeting* [18 March 2010] 3.
- (77) Joint Committee on Human Rights, *op. cit. supra* note 56, para 34.
- (78) Department for Constitutional Affairs, *op. cit. supra* note 74, para 7.
- (79) Joint Committee on Human Rights, *op. cit. supra* note 56, para 42-43.
- (80) Department for Constitutional Affairs, *op. cit. supra* note 74, para 8-9.
- (81) *Matrimonial Causes Act 1973*, s. 12(g) and (h).
- (82) *Civil Partnership Act 2004*, s. 50(1) (d) and (e).
- (83) *Marriage Act 1949* (12, 13 & 14 Geo VI c. 76), s. 5B.
- (84) *Gender Recognition Act 2004, Explanatory Notes*, para 79.
- (85) *Id.*, para 84.
- (86) *Id.*, para 46.

- (87) この項の表は、*Gender Recognition Panel User Group Meeting* [5 November 2008] and [18 March 2010] に基づいて、筆者が作成した。
- (88) Department for Constitutional Affairs, *Judicial Statistics Annual Report 2005*, Cm 6799 (May 2006) 111. 1,027件がその年のうちに処理されている。なお、2006年4月に憲法改革関連事務省 (Department for Constitutional Affairs)、現在の法務省 (Ministry of Justice) の外局として、審判所行政局 (Tribunals Service) が設置され、2007年4月より25の主要な行政審判所と GRP および土地登審判所 (Adjudicator to HM Land Registry) の行政管轄が移管された。そのため、『2006年度版 司法統計』(Judicial and Court Statistics 2006) から、司法統計に行政審判所のデータが記載されなくなってしまった。
- (89) Ministry of Justice, *Annual Statistics for the Tribunals Service 2009-2010* [30 June 2010] and Ministry of Justice, *Quarterly Statistics for the Tribunals Service 4th Quarter 2009-2010* [30 June 2010]. ただし、これらに記載されている数値が概数であるため、表としてまとめて掲載することはしなかった。
- (90) C. 73.
- (91) C. 15.
- (92) *Marriage Act 1949*, ss 5-25.
- (93) C. 15.
- (94) *Gender Recognition Panel User Group Meeting* [5 November 2008] 3. また、<http://www.grp.gov.uk/ruleslegislation.htm> も参照 (2010年8月31日アクセス)。
- (95) BBC の報道によれば、このような事態は、実際に発生している。http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/england/cambridgeshire/7376925.stm. (2010年8月31日アクセス)